

狛江市の監査

令和元年版

(平成30年4月～平成31年3月監査結果)

狛江市監査委員事務局

ま え が き

「狛江市の監査（令和元年版）」を作成しました。

これは、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～同 31 年 3 月 31 日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。

併せて、参考のため、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

令和元年 5 月

目 次

1 定期監査

- (1) 平成 30 年度定期監査の結果について（報告） ……3
監査対象 まちづくり推進課 道路交通課 整備課

2 財政援助団体監査

- (1) 平成 30 年度財政援助団体監査の結果について（報告） ……19
団 体 特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ
所 管 課 福祉保健部 地域福祉課

3 指定管理者監査

- (1) 平成 30 年度指定管理者監査の結果について（報告） ……31
団 体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
所 管 課 企画財政部 政策室

4 監査に係る措置結果

- (1) 平成 29 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知） ……47
措置報告 環境政策課 下水道課 清掃課
- (2) 平成 30 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知） ……51
措置報告 福祉保健部 地域福祉課
- (3) 平成 30 年度指定管理者監査の結果に基づく措置について（通知） ……55
措置報告 企画財政部 政策室

1 定期監査

(写)

狛監委発第 000087 号

平成 31 年 3 月 19 日

狛江市長

松原 俊雄 様

狛江市議会議長

小川 克美 様

狛江市監査委員 東海林 和彦

同 石川 和広

平成 30 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 30 年度

定期監査報告書

都市建設部

まちづくり推進課

道路交通課

整備課

狛江市監査委員

平成 30 年度定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の範囲

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までに執行した財務に関する事務と関連する事業

第 3 監査の対象

都市建設部（まちづくり推進課、道路交通課、整備課）

第 4 監査の期間

平成 30 年 11 月 30 日から平成 31 年 3 月 19 日まで

[監査の実施日 平成 31 年 1 月 31 日]

第 5 監査の主眼及び方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ有効的に行われているか、公平性が保たれているかを主眼に、関係書類の審査と担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続により実施した。

第 6 監査の結果

対象となった課における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

各課共通

- 1 備品の管理について、各課で備品の確認を行ったが所在の不明なものや設置場所等が違っているものが散見された。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行うなど、適正な備品管理に努めていただきたい。
- 2 キャビネットや施設の鍵等、各課で管理している鍵については、個人の机の引出やキーボックスに保管されていたが、どちらも不特定多数の人が持ち出せる状況であった。特にキーボックス内は鍵が散乱している状況が見受けられた。紛失等の危険も考えられることから、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

まちづくり推進課

- 1 住宅耐震診断等助成事業の木造住宅耐震相談員派遣業務委託では、こま耐震相談会を実施したが、相談者数が少なかったことから当初契約から契約変更して委託料の減を行っている。価格の総額を決定したくとも数量が確定できない場合等に総価契約方式で実施すると、今回のように想定した数量と実際の必要数とに差異が生じ、契約変更が生じてしまう。今後は、総価契約方式にこだわらず、委託業務内容から単価契約方式にするなど、委託業務内容にあった合理的な契約方法を図られたい。
- 2 執務室の環境について、カウンター内の書類や資料の整理が行き届いていない部分が見受けられたので、全体的に書類等の整理、整頓を徹底願いたい。
- 3 書庫等の上にカラーボックスが積まれているなど、地震により家具の転倒の危険がある箇所が見受けられた。職員の安全がしっかり確保されるよう職場環境の改善を図られたい。

道路交通課

- 1 委託契約業務について単価契約を締結し実施している業務があるが、その業務の完了後の支出において、単価契約に無い経費の支出が見受けられた。説明では、単価契約をしていない項目が発生した場合には、その都度、見積書の受領・確認等により支出しているとのことである。しかしながら、委託契約事業において、契約していない支出をしていることとなることから、今後は適正な契約を締結し執行するよう改善されたい。
- 2 狛江駅北口自転車駐車場施設の設置及び管理運営に関する協定書、第15条（収支報告等）第1項では、事業者は、年度ごとの収支報告書を関係書類とともに、毎年4月20日までに市に提出するものとされている。また、同条第3項では、事業者が報告する収支状況において、余剰金等が見込めるときは、その取り扱いについて、毎年3月末日までに市と協議をするものとされている。しかし、今回、報告書や協議内容が記された協議書を確認することが出来なかった。今後は協定書の内容をお互い遵守し履行するよう努めていただきたい。なお、余剰金等の活用方法についても、慎重に検討し協議を進めていただきたい。

整備課

- 1 職場環境の安全対策について、書庫等の上にカラーボックスが積まれているなど、地震により家具の転倒の危険がある箇所が見受けられた。職員の安全がしっかり確保されるよう職場環境の改善を図られたい。

予算執行状況表

(平成30年4月1日から平成30年11月30日までの執行分)

(1)まちづくり推進課

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目 節					
12	使用料及び手数料	463,000	278,580	278,580	0	100.0
	2 手数料	463,000	278,580	278,580	0	100.0
	1 総務手数料	0	17,760	17,760	0	100.0
	1 総務手数料	0	17,760	17,760	0	100.0
	3 土木手数料	463,000	260,820	260,820	0	100.0
	1 屋外広告物手数料	457,000	260,820	260,820	0	100.0
	2 優良宅地・住宅認可手数料	6,000	0	0	0	****
13	国庫支出金	21,390,000	0	0	0	****
	2 国庫補助金	21,390,000	0	0	0	****
	2 民生費国庫補助金	21,390,000	0	0	0	****
	3 住宅費補助金	21,390,000	0	0	0	****
14	都支出金	9,625,000	1,056,531	1,056,531	0	100.0
	2 都補助金	6,372,000	0	0	0	****
	2 民生費都補助金	1,268,000	0	0	0	****
	4 住宅費補助金	1,268,000	0	0	0	****
	6 土木費都補助金	5,104,000	0	0	0	****
	3 住宅費補助金	5,104,000	0	0	0	****
	3 委託金	3,253,000	1,056,531	1,056,531	0	100.0
	4 土木費委託金	3,253,000	1,056,531	1,056,531	0	100.0
	1 道路橋りょう費委託金	998,000	1,056,531	1,056,531	0	100.0
	3 都市計画費委託金	2,255,000	0	0	0	****
15	財産収入	0	11,350	11,350	0	100.0
	2 財産売払収入	0	11,350	11,350	0	100.0
	2 物品売払収入	0	11,350	11,350	0	100.0
	1 物品売払収入	0	11,350	11,350	0	100.0
16	寄附金	115,075,000	6,500,000	6,500,000	0	100.0
	1 寄附金	115,075,000	6,500,000	6,500,000	0	100.0
	2 指定寄附金	115,075,000	6,500,000	6,500,000	0	100.0
	1 指定寄附金	115,075,000	6,500,000	6,500,000	0	100.0
19	諸収入	0	5,920	6,820	△ 900	115.2
	6 雑入	0	5,920	6,820	△ 900	115.2
	1 雑入	0	5,920	6,820	△ 900	115.2
	5 雑入	0	5,920	6,820	△ 900	115.2
	合 計	146,553,000	7,852,381	7,853,281	△ 900	100.0

歳出（所属別事業別）

(単位:円及び%)

科 目					予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業	節				
3				民生費	27,171,000	2,598,586	24,572,414	9.6
	1			社会福祉費	27,171,000	2,598,586	24,572,414	9.6
		7		住宅関係費	27,171,000	2,598,586	24,572,414	9.6
			1	一般事務費	72,779	49,540	23,239	68.1
			9	旅費	32,779	23,361	9,418	71.3
			11	需用費	40,000	26,179	13,821	65.4
		7		住宅耐震診断等助成	26,330,221	2,474,820	23,855,401	9.4
			13	委託料	3,388,221	2,474,820	913,401	73.0
			19	負担金, 補助及び交付金	22,942,000	0	22,942,000	0.0
		8		空家等対策関係費	768,000	74,226	693,774	9.7
			1	報酬	319,000	58,200	260,800	18.2
			9	旅費	4,000	1,332	2,668	33.3
			11	需用費	70,000	0	70,000	0.0
			12	役務費	28,000	14,694	13,306	52.5
			13	委託料	347,000	0	347,000	0.0
8				土木費	23,859,560	2,334,199	21,525,361	9.8
	4			都市計画費	23,859,560	2,334,199	21,525,361	9.8
		1		都市計画総務費	22,336,560	1,880,599	20,455,961	8.4
			2	一般事務費	5,620,560	1,352,455	4,268,105	24.1
			7	賃金	321,560	184,445	137,115	57.4
			9	旅費	156,000	87,363	68,637	56.0
			11	需用費	665,000	422,295	242,705	63.5
			12	役務費	13,000	12,174	826	93.6
			13	委託料	3,131,000	0	3,131,000	0.0
			14	使用料及び賃借料	1,059,000	416,178	642,822	39.3
			19	負担金, 補助及び交付金	275,000	230,000	45,000	83.6
		3		都市計画審議会関係費	470,000	116,064	353,936	24.7
			1	報酬	466,000	113,400	352,600	24.3
			9	旅費	4,000	2,664	1,336	66.6
		4		協働まちづくり関係費	1,589,000	313,800	1,275,200	19.7
			1	報酬	1,279,000	258,600	1,020,400	20.2
			8	報償費	120,000	55,200	64,800	46.0
			19	負担金, 補助及び交付金	190,000	0	190,000	0.0
		6		地区計画関係費	12,312,000	98,280	12,213,720	0.8
			11	需用費	99,000	98,280	720	99.3
			13	委託料	12,213,000	0	12,213,000	0.0
		7		和泉多摩川緑地都立公園化整備推進関係費	139,000	0	139,000	0.0
			8	報償費	74,000	0	74,000	0.0
			11	需用費	5,708	0	5,708	0.0
			13	委託料	59,292	0	59,292	0.0
		8		都市計画基礎調査	2,206,000	0	2,206,000	0.0
			13	委託料	2,206,000	0	2,206,000	0.0
		3		街路事業費	20,000	0	20,000	0.0
			2	調布都市計画道路3・4・16号線整備費(岩戸周辺)	20,000	0	20,000	0.0
			11	需用費	20,000	0	20,000	0.0
		4		公園緑地費	1,503,000	453,600	1,049,400	30.2
			5	都市計画公園整備費	1,503,000	453,600	1,049,400	30.2
			13	委託料	1,503,000	453,600	1,049,400	30.2
				合 計	51,030,560	4,932,785	46,097,775	9.7

(2) 道路交通課

< 一般会計 >

歳入 (所属別科目別)

(単位: 円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目 節					
10	交通安全対策特別交付金	7,127,000	3,264,000	3,264,000	0	100.0
	1 交通安全対策特別交付金	7,127,000	3,264,000	3,264,000	0	100.0
	1 交通安全対策特別交付金	7,127,000	3,264,000	3,264,000	0	100.0
	1 交通安全対策特別交付金	7,127,000	3,264,000	3,264,000	0	100.0
11	分担金及び負担金	7,160,000	0	0	0	****
	1 負担金	7,160,000	0	0	0	****
	4 土木費負担金	7,160,000	0	0	0	****
	1 道路橋りょう費負担金	7,160,000	0	0	0	****
12	使用料及び手数料	133,483,000	125,430,076	126,775,862	△ 1,345,786	101.1
	1 使用料	131,993,000	124,928,926	126,274,742	△ 1,345,816	101.1
	4 土木使用料	131,993,000	124,928,926	126,274,742	△ 1,345,816	101.1
	1 道路占用料	110,080,000	110,709,788	110,679,885	29,903	100.0
	2 法定外公共物占用料	625,000	1,158,791	1,120,031	38,760	96.7
	4 駐車場使用料	21,288,000	13,060,347	14,474,826	△ 1,414,479	110.8
	2 手数料	1,490,000	501,150	501,120	30	100.0
	1 総務手数料	0	150	120	30	80.0
	1 総務手数料	0	150	120	30	80.0
	3 土木手数料	1,490,000	501,000	501,000	0	100.0
	3 自転車等保管返還手数料	1,490,000	501,000	501,000	0	100.0
14	都支出金	8,470,000	0	0	0	****
	2 都補助金	8,470,000	0	0	0	****
	6 土木費都補助金	8,470,000	0	0	0	****
	1 道路橋りょう費補助金	8,470,000	0	0	0	****
15	財産収入	0	70	0	70	0.0
	2 財産売払収入	0	70	0	70	0.0
	2 物品売払収入	0	70	0	70	0.0
	1 物品売払収入	0	70	0	70	0.0
19	諸収入	2,240,000	610,835	610,835	0	100.0
	2 市預金利子	0	3	3	0	100.0
	1 市預金利子	0	3	3	0	100.0
	1 市預金利子	0	3	3	0	100.0
	6 雑入	2,240,000	610,832	610,832	0	100.0
	1 雑入	2,240,000	610,832	610,832	0	100.0
	5 雑入	2,240,000	610,832	610,832	0	100.0
	合 計	158,480,000	129,304,981	130,650,697	△ 1,345,716	101.0

歳出（所属別事業別）

（単位：円及び％）

科 目					予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業	節				
8				土木費	229,815,000	103,105,995	126,709,005	44.9
	1			土木管理費	31,000	30,900	100	99.7
		1		土木総務費	31,000	30,900	100	99.7
		2		一般事務費	31,000	30,900	100	99.7
			19	負担金、補助及び交付金	31,000	30,900	100	99.7
	2			道路橋りょう費	181,968,000	80,439,234	101,528,766	44.2
		1		道路橋りょう総務費	37,411,000	10,235,955	27,175,045	27.4
			1	一般事務費	6,587,000	3,974,123	2,612,877	60.3
			9	旅費	56,000	36,841	19,159	65.8
			11	需用費	1,333,823	747,493	586,330	56.0
			12	役務費	299,277	299,277	0	100.0
			13	委託料	636,000	0	636,000	0.0
			14	使用料及び賃借料	2,420,000	1,413,612	1,006,388	58.4
			18	備品購入費	1,822,000	1,458,000	364,000	80.0
			22	補償、補填及び賠償金	1,000	0	1,000	0.0
			27	公課費	18,900	18,900	0	100.0
		2		道路台帳作成	17,017,000	423,900	16,593,100	2.5
			13	委託料	17,017,000	423,900	16,593,100	2.5
		3		境界測量図作成	13,807,000	5,837,932	7,969,068	42.3
			13	委託料	13,807,000	5,837,932	7,969,068	42.3
	2			道路維持費	67,551,000	27,170,900	40,380,100	40.2
		1		道路維持費	67,551,000	27,170,900	40,380,100	40.2
			11	需用費	2,870,000	917,905	1,952,095	32.0
			12	役務費	44,000	0	44,000	0.0
			13	委託料	62,295,000	25,951,318	36,343,682	41.7
			14	使用料及び賃借料	1,389,000	0	1,389,000	0.0
			16	原材料費	640,000	52,089	587,911	8.1
			18	備品購入費	313,000	249,588	63,412	79.7
	4			道路照明費	38,377,000	28,809,989	9,567,011	75.1
		1		街路灯維持管理費	38,377,000	28,809,989	9,567,011	75.1
			11	需用費	21,289,000	19,330,042	1,958,958	90.8
			13	委託料	438,000	78,947	359,053	18.0
			14	使用料及び賃借料	16,116,000	9,401,000	6,715,000	58.3
			19	負担金、補助及び交付金	534,000	0	534,000	0.0
	5			交通安全対策費	38,629,000	14,222,390	24,406,610	36.8
		1		交通安全対策費	3,775,000	2,407,669	1,367,331	63.8
			1	報酬	68,000	0	68,000	0.0
			8	報償費	200,000	88,000	112,000	44.0
			11	需用費	1,251,000	677,419	573,581	54.2
			13	委託料	891,000	297,000	594,000	33.3
			19	負担金、補助及び交付金	1,365,000	1,345,250	19,750	98.6
		2		自転車整理関係費	18,890,000	10,143,957	8,746,043	53.7
			1	報酬	71,000	0	71,000	0.0
			11	需用費	1,215,000	730,888	484,112	60.2
			12	役務費	78,000	59,600	18,400	76.4
			13	委託料	16,102,000	9,333,469	6,768,531	58.0
			14	使用料及び賃借料	1,383,000	0	1,383,000	0.0
			16	原材料費	20,000	0	20,000	0.0
			19	負担金、補助及び交付金	20,000	20,000	0	100.0
			22	補償、補填及び賠償金	1,000	0	1,000	0.0

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	節				
			3 交通安全施設整備費	15,866,000	1,637,064	14,228,936	10.3
			11 需用費	5,000,000	1,334,448	3,665,552	26.7
			13 委託料	10,866,000	302,616	10,563,384	2.8
			4 自転車ネットワーク関係費	98,000	33,700	64,300	34.4
			1 報酬	98,000	33,700	64,300	34.4
			4 都市計画費	47,816,000	22,635,861	25,180,139	47.3
			1 都市計画総務費	12,588,000	0	12,588,000	0.0
			5 コミュニティバス関係費	12,588,000	0	12,588,000	0.0
			8 報償費	43,000	0	43,000	0.0
			13 委託料	173,000	0	173,000	0.0
			19 負担金, 補助及び交付金	12,372,000	0	12,372,000	0.0
			2 再開発費	34,398,000	22,193,265	12,204,735	64.5
			1 銚江駅北口第1地区再開発ビル地下駐車場管理運営費	34,398,000	22,193,265	12,204,735	64.5
			11 需用費	2,389,000	1,913,194	475,806	80.1
			12 役務費	70,000	69,451	549	99.2
			13 委託料	10,243,000	5,718,534	4,524,466	55.8
			14 使用料及び賃借料	760,000	443,226	316,774	58.3
			19 負担金, 補助及び交付金	20,936,000	14,048,860	6,887,140	67.1
			4 公園緑地費	830,000	442,596	387,404	53.3
			4 「花いっぱいエリア」事業	830,000	442,596	387,404	53.3
			11 需用費	830,000	442,596	387,404	53.3
			合 計	229,815,000	103,105,995	126,709,005	44.9

< 駐車場事業特別会計 >

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目	節					
			1 使用料	24,917,000	15,286,533	13,719,154	1,567,379	89.7
			1 使用料	24,917,000	15,286,533	13,719,154	1,567,379	89.7
			1 使用料	24,917,000	15,286,533	13,719,154	1,567,379	89.7
			1 駐車場使用料	24,917,000	15,286,533	13,719,154	1,567,379	89.7
			2 諸収入	2,000	23	23	0	100.0
			1 市預金利子	1,000	23	23	0	100.0
			1 市預金利子	1,000	23	23	0	100.0
			1 預金利子	1,000	23	23	0	100.0
			2 雑入	1,000	0	0	0	****
			1 雑入	1,000	0	0	0	****
			1 雑入	1,000	0	0	0	****
			3 繰越金	143,000	143,011	143,011	0	100.0
			1 繰越金	143,000	143,011	143,011	0	100.0
			1 繰越金	143,000	143,011	143,011	0	100.0
			1 繰越金	143,000	143,011	143,011	0	100.0
			合 計	25,062,000	15,429,567	13,862,188	1,567,379	89.8

歳出（所属別事業別）

(単位:円及び%)

科 目					予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業	節				
1	事業費				20,058,000	13,350,363	6,707,637	66.6
1	事業費				20,058,000	13,350,363	6,707,637	66.6
1	1	駐車場管理費			20,058,000	13,350,363	6,707,637	66.6
1	1	1	泊江駅北口駐車場管理運営費		20,058,000	13,350,363	6,707,637	66.6
		11	需用費		5,943,000	5,378,312	564,688	90.5
		12	役務費		609,000	608,109	891	99.9
		13	委託料		11,990,000	6,693,258	5,296,742	55.8
		14	使用料及び賃借料		890,000	518,784	371,216	58.3
		27	公課費		626,000	151,900	474,100	24.3
2	公債費				5,004,000	0	5,004,000	0.0
1	公債費				5,004,000	0	5,004,000	0.0
1	1	一般会計償還金			5,004,000	0	5,004,000	0.0
1	1	1	一般会計償還金		5,004,000	0	5,004,000	0.0
		23	償還金、利子及び割引料		5,004,000	0	5,004,000	0.0
		合 計			25,062,000	13,350,363	11,711,637	53.3

(3)整備課

<一般会計・現年度>

歳入（所属別科目別）

(単位:円及び%)

科 目					予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目	事業	節					
11	分担金及び負担金				56,000	0	0	0	****
1	1	負担金			56,000	0	0	0	****
		4	土木費負担金		56,000	0	0	0	****
		1	道路橋りょう費負担金		56,000	0	0	0	****
12	使用料及び手数料				6,000	6,800	6,800	0	100.0
1	1	使用料			6,000	6,800	6,800	0	100.0
		1	総務使用料		6,000	6,800	6,800	0	100.0
		1	財産管理使用料		6,000	6,800	6,800	0	100.0
13	国庫支出金				117,700,000	0	0	0	****
2	2	国庫補助金			117,700,000	0	0	0	****
		4	土木費国庫補助金		117,700,000	0	0	0	****
		1	道路橋りょう費補助金		117,700,000	0	0	0	****
14	都支出金				158,031,000	0	0	0	****
2	2	都補助金			158,031,000	0	0	0	****
		6	土木費都補助金		158,031,000	0	0	0	****
		1	道路橋りょう費補助金		57,750,000	0	0	0	****
		2	公園緑地費補助金		100,281,000	0	0	0	****
15	財産収入				42,081,000	28,457,932	25,739,460	2,718,472	90.4
1	1	財産運用収入			12,081,000	11,510,578	8,792,106	2,718,472	76.4
		1	財産貸付収入		12,081,000	11,510,578	8,792,106	2,718,472	76.4
		1	不動産貸付収入		12,081,000	11,510,578	8,792,106	2,718,472	76.4
		2	財産売払収入		30,000,000	16,947,354	16,947,354	0	100.0
		1	不動産売払収入		30,000,000	16,947,354	16,947,354	0	100.0
		1	不動産売払収入		30,000,000	16,947,354	16,947,354	0	100.0
19	諸収入				1,000	190	190	0	100.0
6	6	雑入			1,000	190	190	0	100.0
		1	雑入		1,000	190	190	0	100.0
		5	雑入		1,000	190	190	0	100.0
		合 計			317,875,000	28,464,922	25,746,450	2,718,472	90.4

歳出（所属別事業別）

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業節				
2			総務費	1,425,000	0	1,425,000	0.0
	1		総務管理費	1,425,000	0	1,425,000	0.0
		6	財産管理費	1,425,000	0	1,425,000	0.0
			1 財産管理費	1,425,000	0	1,425,000	0.0
			11 需用費	90,000	0	90,000	0.0
			13 委託料	1,285,000	0	1,285,000	0.0
			16 原材料費	50,000	0	50,000	0.0
8			土木費	857,855,000	192,381,920	665,473,080	22.4
	1		土木管理費	78,000	69,000	9,000	88.5
		1	土木総務費	78,000	69,000	9,000	88.5
			2 一般事務費	78,000	69,000	9,000	88.5
			19 負担金、補助及び交付金	78,000	69,000	9,000	88.5
	2		道路橋りょう費	350,503,000	160,016,374	190,486,626	45.7
		1	道路橋りょう総務費	3,557,000	1,912,955	1,644,045	53.8
			1 一般事務費	3,557,000	1,912,955	1,644,045	53.8
			9 旅費	126,000	65,928	60,072	52.3
			11 需用費	479,000	233,364	245,636	48.7
			12 役務費	24,000	12,174	11,826	50.7
			13 委託料	305,000	133,307	171,693	43.7
			14 使用料及び賃借料	2,623,000	1,468,182	1,154,818	56.0
		2	道路維持費	144,829,000	85,959,958	58,869,042	59.4
			1 道路維持費	144,829,000	85,959,958	58,869,042	59.4
			13 委託料	10,715,000	5,076,000	5,639,000	47.4
			15 工事請負費	129,082,000	80,270,320	48,811,680	62.2
			22 補償、補填及び賠償金	5,032,000	613,638	4,418,362	12.2
		3	道路新設改良費	202,117,000	72,143,461	129,973,539	35.7
			1 道路新設改良費	145,229,000	56,143,461	89,085,539	38.7
			13 委託料	19,891,000	10,242,000	9,649,000	51.5
			15 工事請負費	98,138,000	42,380,360	55,757,640	43.2
			22 補償、補填及び賠償金	27,200,000	3,521,101	23,678,899	12.9
			2 市道34号線整備事業	9,134,000	0	9,134,000	0.0
			11 需用費	3,000	0	3,000	0.0
			12 役務費	898,000	0	898,000	0.0
			17 公有財産購入費	1,720,000	0	1,720,000	0.0
			22 補償、補填及び賠償金	6,513,000	0	6,513,000	0.0
			3 市道32号線(八幡通り)整備事業	47,754,000	16,000,000	31,754,000	33.5
			15 工事請負費	45,000,000	16,000,000	29,000,000	35.6
			22 補償、補填及び賠償金	2,754,000	0	2,754,000	0.0
	4		都市計画費	507,274,000	32,296,546	474,977,454	6.4
		3	街路事業費	296,120,000	26,113,626	270,006,374	8.8
			1 調布都市計画道路3・4・16号線整備費(電中研前)	296,120,000	26,113,626	270,006,374	8.8
			11 需用費	67,000	6,500	60,500	9.7
			12 役務費	936,360	936,360	0	100.0
			13 委託料	2,523,000	881,748	1,641,252	34.9
			15 工事請負費	88,971,000	21,000,000	67,971,000	23.6
			17 公有財産購入費	45,079,000	0	45,079,000	0.0
			22 補償、補填及び賠償金	158,543,640	3,289,018	155,254,622	2.1

(単位:円及び%)

科 目					予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業	節				
		4		公園緑地費	211,154,000	6,182,920	204,971,080	2.9
		5		都市計画公園整備費	211,154,000	6,182,920	204,971,080	2.9
			11	需用費	100,000	0	100,000	0.0
			12	役務費	599,000	0	599,000	0.0
			13	委託料	7,670,000	1,182,920	6,487,080	15.4
			15	工事請負費	14,454,000	5,000,000	9,454,000	34.6
			17	公有財産購入費	184,613,000	0	184,613,000	0.0
			22	補償, 補填及び賠償金	3,718,000	0	3,718,000	0.0
				合 計	859,280,000	192,381,920	666,898,080	22.4

<一般会計・繰越明許>

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目					予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目	事業	節					
13				国庫支出金	770,000	0	0	0	****
	2			国庫補助金	770,000	0	0	0	****
		4		土木費国庫補助金	770,000	0	0	0	****
			1	道路橋りょう費補助金	770,000	0	0	0	****
14				都支出金	315,000	0	0	0	****
	2			都補助金	315,000	0	0	0	****
		6		土木費都補助金	315,000	0	0	0	****
			1	道路橋りょう費補助金	315,000	0	0	0	****
				合 計	1,085,000	0	0	0	****

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目					予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	事業	節				
8				土木費	3,127,000	3,127,000	0	100.0
	4			都市計画費	3,127,000	3,127,000	0	100.0
		3		街路事業費	3,127,000	3,127,000	0	100.0
			1	掘布都市計画道路3・4・16号線整備費(電中研前)	3,127,000	3,127,000	0	100.0
			22	補償, 補填及び賠償金	3,127,000	3,127,000	0	100.0
				合 計	3,127,000	3,127,000	0	100.0

2 財政援助団体監査

(写)

狛監委発第 000070 号
平成 30 年 12 月 27 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
小川 克美 様

狛江市監査委員 東海林 和彦

同 石川 和広

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 30 年度

財政援助団体監査報告書

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ

福祉保健部 地域福祉課

狛江市監査委員

平成 30 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ
所 管 課 福祉保健部 地域福祉課

第 3 監査の範囲

平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの事務事業の執行状況

第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 5 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 19 日から 12 月 27 日

[監査の実施日 : 平成 30 年 11 月 22 日]

第6 団体の概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ
- (2) 沿革 平成9年12月 任意団体設立
平成10年4月 運行開始
平成15年3月 NPO法人格取得
平成16年4月 狛江市社会福祉協議会より車両を含め事業移行
平成20年8月 道路運送法第79条「福祉有償運送」登録
- (3) 所在地 狛江市中和泉三丁目36番22号 アビタシオンI-103
- (4) 目的
障害や高齢等により移動が困難な人たちの外出と社会参加を支援するため、移動サービスに関する事業を行い、地域社会のバリアフリー化を促進し、また災害救援時には機材の提供及びボランティアの派遣により救援活動を行い、住み慣れた地域社会での福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (5) 特定非営利活動の種類
- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 災害救援活動
 - ③ 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (6) 事業内容
- ① 電動リフト付ワゴン車等による移動サービスに関する事業
 - ② 移動サービスに関する講習・研修等の事業
 - ③ 災害救援時の機材の提供及びボランティア派遣に関する事業
 - ④ 普及・啓発、広報等の事業
- (7) 役員等
- | | |
|------|----|
| 理事長 | 1人 |
| 副理事長 | 1人 |
| 理事 | 5人 |
| 監事 | 1人 |
| 事務局 | 1人 |
- (8) 自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車登録数
3台

(9) 市との関係

障害や高齢等の理由により移動することが困難な者が外出及び社会参加等を行うことができるよう、特定非営利活動法人ハンディキャブこまえが実施する運行事業に係る経費の一部を助成し、その運営の安定化を図り、もって移動が困難な者の社会参加等の機会の拡大に寄与することを目的とし、狛江市ハンディキャブ運行事業補助金交付規則及び狛江市補助金等交付規則に基づき補助している。

(10) 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである。

【ハンディキャブ運行事業補助金】

	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 回交付分 (5 月)	2,060,000 円	2,060,000 円
第 2 回交付分 (10 月)	2,060,000 円	2,060,000 円
合 計	4,120,000 円	4,120,000 円

【平成 29 年度分】

交付申請年月日 平成 29 年 4 月 21 日

交付決定年月日 平成 29 年 4 月 28 日

【平成 30 年度分】

交付申請年月日 平成 30 年 5 月 2 日

交付決定年月日 平成 30 年 5 月 11 日

(11) 事業の実績 (運行実績等)

年度	利用登録 会員人数	稼動 日数	運行 件数	内訳		
				病院	施設	その他
H29	73	357	2,176	871	574	731
H28	77	361	2,515	1,117	687	711
H27	85	360	2,635	985	840	810
H26	85	356	2,233	850	666	717
H25	75	340	1,610	681	327	602

※ 運行件数は、1日1利用者1往復を1件として計算

第7 監査の結果

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ及び福祉保健部地域福祉課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。その結果を以下に述べる。

ハンディキャブこまえは、平成9年12月任意団体を発足。平成10年4月に社会福祉法人狛江市社会福祉協議会が行っていた「ハンディキャブ事業」を補完するかたちで事業が開始された。平成15年にNPO法人格取得。平成16年には、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会から「ハンディキャブ事業」の移行を受け、市内唯一のボランティア輸送団体となった。障害や高齢等により移動が困難な人たちの外出と社会参加の支援、地域社会のバリアフリー化の促進等、住み慣れた地域社会での福祉の向上に寄与することを目的とし活動が続けられている。

平成16年度からは「狛江市ハンディキャブ運行事業補助金」の交付団体として補助金の交付を受け、平成20年8月に道路運送法による福祉有償運送としての登録がなされている。平成29年度の年間稼働日数は357日であり、近年においても同様な稼働日数となっている。また、市内特別支援学級の児童の送迎を行うなど、移動が困難な人たちの外出や社会活動の支援として大きく寄与していることが伺える。

今後も、狛江市においてハンディキャブこまえを必要としている人たちの期待に応えることはもとより、社会で多く発生している運送事業者による事故等には十分留意され福祉有償運送事業に務められたい。

なお、特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ及び福祉保健部地域福祉課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

1 ハンディキャブ運行事業補助金交付申請及び実績報告について

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ定款では、事業計画及び予算、事業報告及び決算については、総会の議決を経なければならないとされている。しかしながら、同法人から提出された平成29年度補助金交付申請書、実績報告書、平成30年度補助金交付申請書とも、総会の議決前に地域福祉課にて、受理、審査後、決定されていることが判明した。団体内の動きも確認しなければ正しい審査は出来ないことから、今後の補助金交付、補助金額の確定等の審査においては、慎重な審査に努められたい。なお、手続きの時期についても、法人の意見も勘案のうえ、適正な時期を検討されたい。

2 ハンディキャブこまえ運転日報について

運転協力者に記載が義務付けられている運転日報は、利用目的や走行時間、走行距離等を記録し、それに伴い運行協力費が確定し徴収されている。さらに、車の点検や健康確認欄も設けられている。

しかしながら、内容については運転協力者の記載のみであり、第三者の確認行為がなされていないことが判明した。この日報は、運転協力者のみならず利用者の安全を確保するための重要な日報となっている。それらを踏まえ、今後は管理責任者である理事長の責務として運転日報を確認されるよう改善されたい。

3 ハンディキャブ運行事業を行う車両について

自家用有償旅客運送を行う際に使用する車両については、法令等に則り国土交通省に自動車の種別ごとの数が登録されている。しかしながら、今回、それ以外の車種における運行が判明した。登録車両以外の車両は使用することの無いよう、法令等を遵守した使用について再度徹底されたい。

4 金銭出納に係る処理手続きについて

運転協力者に支払われる運転協力費等は、月末締めで翌月 10 日までに現金手渡しで各々に支払われているとのことである。しかし、伝票上では現金を準備した段階で一括処理されていることが判明した。これは、出納簿上では支出されている運転協力費等が、実際には全員が受け取りに来るまでの間、事務所内で保管された状態であり、出納簿と実際の金額に不一致が生じている期間があることとなる。今後、支出処理にあたっては、適切な処理を行うように努めていただきたい。

5 ハンディキャブ運行事業の今後について

近年、課題とされていた運転協力者の恒常的な不足から、今後については、他団体への事業譲渡を検討しているとのことである。

本事業は、移動制約者にとっては不可欠な事業ではあるが、ボランティアの事業としてはリスクが非常に大きいとも考えられる。行政として、利用者、ボランティアの安全をしっかりと確保することは勿論のこととし、ボランティアの育成、確保にどう取り組んでいけるかも含め、この事業のあり方について慎重に検討されたい。

3 指定管理者監査

(写)

狛監委発第 000068 号
平成 30 年 12 月 18 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
小川 克美 様

狛江市監査委員 東海林 和彦

同 石川 和広

指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 30 年度
指定管理者監査報告書

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

企画財政部 政策室

狛江市監査委員

平成 30 年度指定管理者監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

公の施設 狛江市市民活動支援センター
指定管理者 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
所管課 企画財政部政策室

第 3 監査の範囲

平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第 4 監査の実施期間

平成 30 年 8 月 16 日から 12 月 18 日まで
現地調査 平成 30 年 11 月 8 日

第 5 監査の主眼

1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が活かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は、関係法令等に基づいて適正・公正に行われているか。
- (3) 指定管理における協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対し常時報告を求め、調査し、又は指示する等の適切な指導等は行われているか。
- (6) 業務の履行確認は、事業計画書・定期報告・事業報告書等によりなされているか。

2 指定管理者

- (1) 施設及び財産は、関係法令等に基づいて適正に管理されているか。
- (2) 協定書及び仕様書に基づく指定管理業務は適切に実施されているか。
- (3) 協定書及び仕様書に基づく市への報告、文書等の提出は適正に行われているか。
- (4) 指定管理業務に関する会計処理等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理業務に関する出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (6) 指定管理業務に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、公の施設の管理及び運営に係る事務事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

1 施設の概要

- (1) 名称 狛江市市民活動支援センター
- (2) 所在地 東京都狛江市和泉本町一丁目2番34号
- (3) 施設等の概要

① 建物概要

構造：鉄骨造
規模：地上1階建
敷地面積：約403.1㎡
延床面積：約207㎡

② 施設概要

フリースペース
打ち合わせスペース
事務室
その他：トイレ、給湯室、ホール、駐輪・駐車スペース等

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

①平成23年度

公募により、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会を運営団体（候補者）として選定。

②平成26年度

狛江市市民活動支援センター開設準備委員会最終報告。

③平成27年度～28年度

平成27年	6月29日	狛江市市民活動支援センター運営準備委員会設置
	10月8日	狛江市市民活動支援センター運営準備委員会報告
	11月5日	狛江市指名業者選定委員会選定
	12月18日	平成27年第4回定例会議決
平成28年	3月31日	協定締結
	4月1日	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、指定管理者として市民活動支援センターの管理・運営を開始

3 狛江市と指定管理者との主な協定内容及び仕様書（抜粋）

(1) 基本協定

- ① 意義 管理者の能力を活用しつつ、個人や団体等を効果的にサポートすることで、一層の市民参加と市民協働の推進を図ること。(第3条)
- ② 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- ③ 管理物件等 対象物件は、市民活動支援センターの施設本体並びに付属設備及び器具とする。(第6条)
- ④ 業務の範囲
- ア 事業の実施(第7条)
- ・市民公益活動を支援するための相談に関すること。
 - ・市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること。
 - ・市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - ・市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること。
 - ・その他、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
- イ 支援センターの利用の制限及び停止
- ウ 支援センターの施設本体及び付属設備の維持管理に関すること。
- エ その他支援センターの管理上市長が必要と認めること。
- ⑤ 管理の基準
- ア 指定管理業務に関する会計と他の事業とを区分して設け、その経理を常に明確にし、経理帳簿を各年度の終了後、5年間保管する。
- イ 支援センターの点検、保守、修繕、清掃等の維持管理を実施し、施設及び設備に不備や故障その他の事故を発見したとき、並びに施設及び設備の変更、改造を必要とするときは、速やかに指定者に報告する。
- 個別修繕は、1件につき概ね10万円以下である場合には管理者の責任において行う。1件につき概ね10万円を超える場合には、指定者の責任において行う。(第10・11条)
- ⑥ 管理業務の実施
- ア 第三者への再委託、権利義務の譲渡、担保に供することの禁止。ただし、専門的な業務及び管理者の主体性を阻害しない程度の事務についての第三者への再委託はこの限りではない。(第13条)
- イ 事故(利用者の負傷、支援センターの毀損又は滅失、非常災害等)については、応急措置をとり、関係者に通報するとともに、速やかに指定者に報告してその指示を受ける。(第14条)

- ⑦ 事業計画書 管理者が、指定期間の各年度に、次の事項に掲げる書類を指定者に提出し協議しなければならない。(第16条)
- ・事業計画書
 - ・指定管理業務総括責任者
 - ・指定管理業務の分担に関すること。
 - ・従事する職員に関すること。
 - ・非常時における体制に関すること。
 - ・施設の維持管理に関すること。
 - ・各事業の詳細に関すること。
 - ・その他指定者が要求する事項
- ⑧ 定期報告 管理者は毎月の業務の状況を該当月の翌月10日以内に指定者に報告する。(第17条)
- ⑨ 事業報告書 管理者は、指定期間の各年度終了後30日以内に履行内容を明らかにした報告書を次の事項について事業ごとに記載し、提出する。(第18条)
- ・指定管理業務の実施状況
 - ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
 - ・指定管理業務の実施にかかった経費の支出状況
 - ・その他指定者が指示する事項
- ⑩ 費用 指定期間中の委託料の総額は、100,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、各年度の委託料は、別途年度協定書で定める。(第21条)
- ⑪ 個人情報 粕江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及びその他関連法令を遵守する。業務上知り得た秘密等を漏洩、目的外使用してはならない。(第25条)
- ⑫ 損害賠償
- ア 管理者は、賠償責任保険および『事業の範囲ア』の事業を行うために必要な保険を付保すること。(第26条)
- イ 管理者は施設及び付属設備に損害を与えたときは、指定者に賠償しなければならない。(第27条)
- ウ 不可抗力により発生した損害賠償費用の負担については、合理性の認められる範囲で指定者が負担する。(第30条)
- ⑬ モニタリング 第三者評価を受けて指定者に報告する。(第43条)

(2) 年度協定

委託料 平成 28 年度 30,500,000 円
 平成 29 年度 31,283,000 円
 平成 30 年度 32,527,000 円

(参考) 平成 28 年度～30 年度 狛江市市民活動支援センター指定管理料支払状況

平成 30 年 8 月 31 日現在

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指定管理料		30,500,000 円	31,283,000 円	32,527,000 円
執行日 及び 支払額	第 1 期	4 月 22 日	4 月 26 日	4 月 20 日
		7,625,000 円	7,821,000 円	8,131,750 円
	第 2 期	7 月 25 日	7 月 21 日	7 月 20 日
		7,625,000 円	7,821,000 円	8,131,750 円
	第 3 期	10 月 28 日	10 月 30 日	未執行
		7,625,000 円	7,821,000 円	—
	第 4 期	1 月 31 日	1 月 31 日	未執行
		7,625,000 円	7,820,000 円	—

(3) 指定管理業務仕様書

- ① 開館時間 午前 10 時から午後 5 時まで
- ② 休館日
 - ・火曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ・12 月 29 日から同月 31 日まで及び 1 月 2 日から同月 3 日まで
 - ・選挙事務等、行政運営上、支援センターの使用が必要となる時
- ③ 緊急時の体制 大雨、台風、降雪等により施設及び機能に重大な支障が生じる場合に備え、職員の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ指定者に届け出なければならない。
- ④ 安全の確保等
 - ア 労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努める。
 - イ 安全管理上支障が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ、指定者に連絡するとともにその指示に従わなければならない。
- ⑤ 事業概要 市民参加と市民協働の推進を目的として、次のとおり、狛江市市民活動支援センター設置基本方針による 6 つの機能を基に事業を行う。
 - ア 市民活動を支援するための相談に関すること（相談機能）。

イ 市民活動を行っている個人、団体及び行政との結びつきに関すること（マッチング機能）。

ウ 市民活動団体の相互の交流支援に関すること（ネットワーク機能）。

エ 市民活動を支援するための施設の提供に関すること（拠点機能）。

オ 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること（情報収集・発信機能）。

カ 市民活動を支援するための学習の機会の提供に関すること（交流・人材養成・研修機能）。

⑥ 運営委員会 ア 管理者は、狛江市市民活動支援センター運営委員会を設置しなければならない。

イ 管理者は、指定者と協議して委員会の運営方法を定め、委員会の運営を行わなければならない。

⑦ 保守管理業務 ア 消防設備及び空調機の法令点検は指定者が行う。

イ 施設及び設備の保守及び運転管理業務を行うものとし、常に正常に作動することを確認しなければならない。

ウ 建物の用途及び気温の変化などによって経済運転及び快適条件等を勘案して適正に施設及び設備の運転操作、監視を行う。

4 事業概要

(1) 組織

- ・センター長：1人
- ・コーディネーター：4人

(2) 事業の内容（平成29年度）

① 相談・マッチング

- ・相談：273件
- ・マッチング・コーディネート：延べ37件

② 情報の収集と発信

ア ホームページやSNSの活用

- ・ホームページ登録団体：107団体

イ 情報誌「えくぼ」の発行

- ・発行回数：11回
- ・発行部数：各号3,700部

ウ 広報誌「こまえがお」の発行

- ・発行回数：3回
- ・発行部数：各号30,000部

- ③ ネットワーク
- ア 団体交流事業
 - ・ 2回開催 延べ7団体、16人参加
 - イ 活動団体の情報交換会
 - ・ 4回開催
 - ウ 狛江市ボランティア連絡協議会への参加
 - ・ 第37回ボランティアのつどい
 - エ 近隣及び東京都域の市民活動支援センター等との連携
 - ・ 近隣5市（三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市）のボランティアセンター・市民活動支援センター等との連携
 - ・ 東京都域のセンターとの連携
- ④ 拠点機能
- ア フリースペースの活用
 - ・ イベント利用：20回（個人1、団体14）
 - ・ 展示利用：個人2、団体1
 - イ 寄付文化の醸成
 - ウ 回収活動
 - ・ 使用済み切手、使用済みカード、インクカートリッジ等の回収
 - エ 保険の加入受付
 - ・ ボランティア保険：2,040人
 - ・ 行事保険：275件、6,748人
- ⑤ 交流・人材養成・研修
- ア わくわくサロン
 - ・ 1回開催 13人参加
 - イ 市民ニーズに基づく事業
 - ・ 第9回福祉講座：2回開催 36人参加
 - ウ 夏体験ボランティア
 - ・ プログラム参加期間：7月15日～9月10日
 - ・ 受入団体数：40団体
 - ・ プログラム数：52
 - ・ 参加者数：81人（延べ232人）
 - エ 体験学習協力
 - ・ 幼稚園・保育園等への支援：12園、延べ27件
 - ・ 小中学校への支援：7校、延べ15件

(3) 利用状況 (平成 28 年度～29 年度)

(単位：人・日)

	利用者数	来館理由									開館 日数
		相談	登録	情報 発信	情報 収集	VO 保険	打合 せ等	センタ ー事 業	団体 イベ ント	その他	
28 年度	3,262	247	53	47	38	134	1,418	—	—	1,325	291
29 年度	5,879	326	37	123	99	191	1,912	1,384	758	1,049	291

5 収支の状況 (平成 28 年度～29 年度)

(単位：円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	増減
収 入	指定管理料	30,500,000	31,283,000	783,000
	事業収入	17,500	4,500	△ 13,000
	その他	112,571	69,877	△ 42,694
	合計	30,630,071	31,357,377	727,306
支 出	人件費	24,029,456	24,586,106	556,650
	事業費	3,756,898	2,517,192	△ 1,239,706
	事務費	2,402,957	2,582,703	179,746
	合計	30,189,311	29,686,001	△ 503,310
収支差引額		440,760	1,671,376	1,230,616

第7 監査の結果

指定管理者制度については、平成15年6月地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年9月から施行された。この制度は、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの質の向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

狛江市市民活動支援センターは、平成27年度に策定された「狛江市市民活動支援センター設置基本方針」において、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に基づき、公募による運営団体として決定していた社会福祉法人狛江市社会福祉協議会を運営団体として指定し、「狛江市市民活動支援センターの指定管理業務に関する協定書」を締結、平成28年4月より運営が開始されている。

狛江市市民活動支援センターの指定管理者である社会福祉法人狛江市社会福祉協議会及び所管課である企画財政部政策室について、指定管理に係わる事務・業務の執行及び管理運営が関係法令等の定めるところにより、適正かつ効率的に執行されているか、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

なお、指定管理に係る事務・業務の執行及び業務管理運営状況については、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に執行されているものと認められたものの、市が行う指定管理者の管理業務の履行確認及び指定管理者に対する指導監督の一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。また、指定管理者においても、この指摘事項に関する管理業務について、改善・検討し、適正な事務処理を行うよう要望する。

1 指定管理業務に関する会計について

指定管理業務に関する協定書では、管理者は指定管理業務に関する会計と他の事業とを区別して設け、その経理を常に明確にしておかなければならないと定められている。しかし、指定管理業務の中で発生している備品の使用料やコピー機の使用料収入が運営団体である狛江市社会福祉協議会の歳入となっているものが見受けられた。

このことから、指定管理業務での管理や経費が明確化されるよう、指定者、管理者並びに支援センターの3者において再度確認し、適切に履行されるよう努められたい。

2 指定管理業務従事職員の能力基準について

仕様書に定められている指定管理業務従事職員の能力基準については、指定者は毎年度の事業計画書に添付されている名簿等で届出されているとのことであるが、指定者として各職の資格の確認は行っていないとのことである。指定管理業務従事職員の能力は、指定管理業務を遂行する上で必要な資質であることから規定されているものである。指定者としても責任を持って業務遂行していくため資格の確認を適切に行うよう努められたい。

3 指定管理業務の定期報告について

協定書では、毎月の指定管理業務の状況を翌月 10 日以内に報告しなければならないと規定している。しかし、平成 28 年度・平成 29 年度とも期限を過ぎてから提出されている月が多くあることが判明した。管理者からは業務多忙による遅延との説明があった。翌月 10 日以内に報告しなければならないという規定により、期限を厳守するために作成された報告書に質の低下があってはならないことである。それらを踏まえ、今後の取扱いについては、指定者と管理者とで最善の期間について検討されたい。

4 狛江市市民活動支援センター運営委員会について

平成 29 年度に開催された臨時運営委員会において、出席者と欠席者が同数の会議が開催され、欠席者からは口頭で委任されたことから委員会は成立したとされている。しかし、「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会狛江市市民活動支援センター運営委員会の設置及び運営に関する要綱」では、運営委員会は委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとされ、欠席者についてはあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなすと規定されている。このことから、当該臨時運営委員会は要綱の規定に反して開催、審議されていることが判明した。

今後は欠席者からの書面での届出等、要綱を遵守した運営に努められたい。

5 狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケートについて

狛江市市民活動支援センターは 6 つの機能をもとに事業が進められ、利用者数は平成 28 年度 3,262 人に対し、平成 29 年度は 5,879 人と前年度比 1.8 倍となっている。このことから、市内で市民公益活動に取り組んでいる人達に対しては、同センターの利用促進が進んでいると考える。

一方では、狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケート結果において、市民公益活動に取り組んでいる人の割合は、平成 29 年度 10.9%、平成 30 年度は 11.5%であり、さらに市民活動支援センター「こまえくぼ 1234」については、両年とも約 7 割の人が知らないと回答している。情報発信については、広報誌や情報紙の発行、ホームページの活用等、力を入れているところではあるが、今後も市民活動支援センターの周知度や市民公益活動に対する関心度の向上を図っていくために更なる方策等について検討されたい。

4 監査に係る措置結果



狛環発第 000099 号

平成 30 年 5 月 11 日

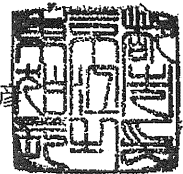
狛江市監査委員

東海林 和彦 様

石川 和広 様

狛江市長

高橋 都彦



定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 30 年 3 月 23 日付け狛監委発第 000089 号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（環境部）

環境政策課

- 1 狛江市クリーン大作戦廃棄物処理業務委託において、契約書上の契約期間の終期を経過後に最終処理業務が履行されていたので、今後は仕様書に基づいた適正な契約期間とするようお願いしたい。

講じた措置の内容

狛江市クリーン大作戦廃棄物処理業務は当日市民等の皆さまが集積所に集めたゴミを収集し、稲城市大丸に所在するクリーンセンター多摩川に搬入するまでを仕様書で指定しております。今後は契約満了日を事業実施日にするのではなく、仕様書に基づいた適正な契約期間となるよう充分注意いたします。

下水道課

- 1 狛江市下水道条例別表に規定している下水道占用料において、消費税相当分の請求が漏れていた。請求先の理解を得て消費税相当分は今後納入されるということだが、再発防止に努めていただきたい。なお、平成 31 年 10 月には消費税率が 10% に改定される予定だが、改定時にも適切な算定による占用料の徴収をお願いしたい。

講じた措置の内容

下水道占用料につきましては、消費税相当分の請求漏れがないよう占用料算定のためのチェックリストを作成し、算定誤りが起こらないよう事務手続きを改めます。また、平成 31 年 10 月に消費税率が改定される予定ですが、その際も作成したチェックリストを使用し、適切な算出による占用料の徴収をいたします。

清掃課

- 1 狛江市資源物集団回収促進費補助金の事務処理において、補助金交付要綱に則つ

た処理が行われていない部分が見受けられたので、要綱を遵守した適正な事務処理を願いたい。

講じた措置の内容

補助金の事務処理については、交付申請期限内の提出を遵守し、要綱に則り適正に事務を処理いたします。



狛福地発第 000552 号
平成 31 年 2 月 20 日

狛江市監査委員
東海林 和彦 様
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄



財政援助団体監査の結果に基づく措置について

平成 30 年 12 月 27 日付け狛監委発第 000070 号により報告を受けた下記団体に係る財政援助団体監査の結果について、指摘事項に対し措置を講じることから地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

団体の名称 : 特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ

財政援助団体監査の結果に基づく措置について

1 ハンディキャブ運行事業補助金交付申請及び実績報告について

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ定款では、事業計画及び予算、事業報告及び決算については、総会の議決を経なければならないとされている。しかしながら、同法人から提出された平成 29 年度補助金交付申請書、実績報告書、平成 30 年度補助金交付申請書とも、総会の議決前に地域福祉課にて、受理、審査後、決定されていることが判明した。団体内の動きも確認しなければ正しい審査は出来ないことから、今後の補助金交付、補助金額の確定等の審査においては、慎重な審査に努められたい。なお、手続きの時期についても、法人の意見も勘案のうえ、適正な時期を検討されたい。

【講じた措置の内容】

東京都への地域福祉推進事業補助金の実績報告書提出時期等を勘案し、平成 31 年度以降の定期総会の開催時期を 5 月中旬に早め、補助金交付申請書、実績報告書の提出時期を定期総会の後にすることとし、事務処理の適正化に向けて指導する。

2 ハンディキャブこまえ運転日報について

運転協力者に記載が義務付けられている運転日報は、利用目的や走行時間、走行距離等を記録し、それに伴い運行協力費が確定し徴収されている。さらに、車の点検や健康確認欄も設けられている。

しかしながら、内容については運転協力者の記載のみであり、第三者の確認行為がなされていないことが判明した。この日報は、運転協力者のみならず利用者の安全を確保するための重要な日報となっている。それらを踏まえ、今後は管理責任者である理事長の責務として運転日報を確認されるよう改善されたい。

【講じた措置の内容】

第三者の確認行為を徹底するよう指導し、平成 30 年 12 月分から、当該団体では理事長が日報の確認を行うこととした。

3 ハンディキャブ運行事業を行う車両について

自家用有償旅客運送を行う際に使用する車両については、法令等に則り国土交通省に自動車の種別ごとの数が登録されている。しかしながら、今回、それ以外の車種における運行が判明した。登録車両以外の車両は使用することの無いよう、法令等を遵守した使用について再度徹底されたい。

【講じた措置の内容】

登録車両以外の使用をしないことを指導し、平成 30 年 12 月以降、当該団体では登録車両以外の車両を使用しないこととした。

4 金銭出納に係る処理手続きについて

運転協力者に支払われる運転協力費等は、月末締めで翌月 10 日までに現金手渡しで各々に支払われているとのことである。しかし、伝票上では現金を準備した段階で一括処理されていることが判明した。これは、出納簿上では支出されている運転協力費等が、実際には全員が受け取りに来るまでの間、事務所内で保管された状態であり、出納簿と実際の金額に不一致が生じている期間があることとなる。今後、支出処理にあたっては、適切な処理を行うように努めていただきたい。

【講じた措置の内容】

会計処理の適正化について指導し、平成 30 年 11 月以降の運転協力費支払分から、当該団体では受領日・伝票番号追加の上対応することとした。

5 ハンディキャブ運行事業の今後について

近年、課題とされていた運転協力者の恒常的な不足から、今後については、他団体への事業譲渡を検討しているとのことである。

本事業は、移動制約者にとっては不可欠な事業ではあるが、ボランティアの事業としてはリスクが非常に大きいとも考えられる。行政として、利用者、ボランティアの安全をしっかりと確保することは勿論のこととし、ボランティアの育成、確保にどう取り組んでいけるかも含め、この事業のあり方について慎重に検討されたい。

【講じた措置の内容】

少子高齢化により労働人口が減少していく中で、ボランティアの担い手の確保は、全ての福祉分野に共通する課題であると認識している。福祉有償運送事業においては、多摩地域福祉有償運送運営協議会等とも連携し、狛江市における今後の事業のあり方について、当該団体の意向も踏まえ、慎重に検討していくこととする。



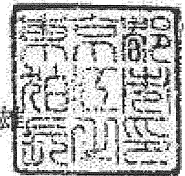
狛企政発第 101141 号
平成 31 年 2 月 28 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様
石川 和広 様

狛江市長

松原 俊 雄



指定管理者監査の結果に基づく措置について(報告)

平成 30 年 12 月 18 日付け狛監委発第 000068 号により、指定管理者監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査の結果に基づいて講じた措置等

1 指定管理業務に関する会計について

指定管理業務に関する協定書では、管理者は指定管理業務に関する会計と他の事業とを区別して設け、その経理を常に明確にしておかなければならないと定められている。しかし、指定管理業務の中で発生している備品の使用料やコピー機の使用料収入が運営団体である狛江市社会福祉協議会の歳入となっているものが見受けられた。

このことから、指定管理業務での管理や経費が明確化されるよう、指定者、管理者並びに支援センターの3者において再度確認し、適切に履行されるよう努められたい。

【講じた措置の内容】

管理者との協議の結果、指定管理業務の中で発生しているものについては、指定管理業務における歳入として区別していただくようお願いをしました。今後新たに発生する管理についても、明確に区分が行われるよう適宜対応を行っていきます。

2 指定監理業務従事職員の能力基準について

仕様書に定められている指定管理業務従事職員の能力基準については、指定者は毎年度の事業計画書に添付されている名簿等で届出されているとのことであるが、指定者として各職の資格の確認は行っていないとのことである。指定管理業務従事職員の能力は、指定管理業務を遂行する上で必要な資質であることから規定されているものである。指定者としても責任を持って業務遂行していくため資格の確認を適切に行うよう努められたい。

【講じた措置の内容】

管理者との協議の結果、職員の能力基準については、毎年度提出される事業計画書と併せて、経歴や有する資格等を記載した職員名簿を提出していただき、能力基準を満たしているかどうかの確認を行っていくことといたしました。

3 指定管理業務の定期報告について

協定書では、毎月の指定管理業務の状況を翌月 10 日以内に報告しなければならないと規定している。しかし、平成 28 年度・平成 29 年度とも期限を過ぎてから提出されている月が多くあることが判明した。管理者からは業務多忙による遅延との説明があった。翌月 10 日以内に報告しなければならないという規定により、期限を厳守するために作成された報告書に質の低下があってはならないことである。それらを踏まえ、今後の取扱いについては、指定者と管理者とで最善の期間について検討されたい。

【講じた措置の内容】

管理者との協議の結果、来年度からの本協定書においては、毎月の指定管理業務の状況を翌月 25 日以内に報告しなければならないと規定することにいたしました。

4 狛江市市民活動支援センター運営委員会について

平成 29 年度に開催された臨時運営委員会において、出席者と欠席者が同数の会議が開催され、欠席者からは口頭で委任されたことから委員会は成立したとされている。しかし、「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会狛江市市民活動支援センター運営委員会の設置及び運営に関する要綱」では、運営委員会は委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとされ、欠席者についてはあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなすと規定されている。このことから、当該臨時運営委員会は要綱の規定に反して開催、審議されていることが判明した。

今後は欠席者からの書面での届出等、要綱を遵守した運営に努められたい。

【講じた措置の内容】

「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会狛江市市民活動支援センター運営委員会の設置及び運営に関する要綱」に即して、8月の監査以降実施された委員会については、書面による届出を実施しております。

5 狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケートについて

狛江市市民活動支援センターは6つの機能をもとに事業が進められ、利用者数は平成 28 年度 3,262 人に対し、平成 29 年度は 5,879 人と前年度比 1.8 倍となっている。このことから、市内で市民公益活動に取り組んでいる人達に対しては、同センターの利用促進が進んでいると考える。

一方では、狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケート結果において、市民公益活動に取り組んでいる人の割合は、平成 29 年度 10.9%、平成 30 年度は 11.5%であり、さらに市民活動支援センター「こまえくぼ 1234」については、両年とも約7割の人が知らないと回答している。情報発信については、広報誌や情報紙の発行、ホームページの活用等、力を入れているところではあるが、今後も市民活動支援センターの周知度や市民公益活動に対する関心度の向上を図っていくために更なる方策等について検討されたい。

【講じた措置の内容】

平成 31 年度の事業計画において、情報発信や PR を重点取り組みとしており、その中で、センターの周知と併せて市民公益活動に対する関心度の向上へも繋がっていくよう、各事業を実施していく予定としております。

登録番号（刊行物番号）

H31-10

狛江市の監査令和元年版
（平成30年4月～平成31年3月監査結果）

令和元年5月発行

発行 狛江市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111（代）

印刷 庁内印刷（頒布価格60円）